

愛媛県立宇和島東高等学校津島分校

学校いじめ防止基本方針

平成29年9月

目 次

はじめに

第1章 いじめに関する基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの態様
- 3 いじめの理解

第2章 いじめに対処する体制および組織

- 1 構成
- 2 日常的な指導体制
- 3 緊急時の組織的対応

第3章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 1 いじめの防止
- 2 いじめの早期発見

第4章 いじめへの対応に関する考え方

- 1 基本的な考え方
- 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 3 いじめられた生徒又はその保護者への支援
- 4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- 5 いじめが起きた集団への働きかけ
- 6 インターネットいじめへの対応
- 7 重大事態への対応

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

従って、いじめは、決して許されないことであり、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが学校の責務である。しかし、いじめは、どの学校でもどの生徒にも起こりうるものであり、現実には尊い命が失われている。

そこで、本校においても生徒が安全に安心して有意義な高校生活を送ることができるように、生徒に命の尊さや人と人との絆の大切さを教え、いじめの防止・早期発見・早期対応の効果的な取組を学校全体で確実に実践するために、「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、「津島分校いじめ防止基本方針」を策定した。

第1章 いじめに関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの理解

- (1) いじめはどの学校にもどのクラスにもどの生徒にも起こりうるものである。とりわけ、「暴力を伴わないいじめ」は生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- (2) いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題である。
- (3) いじめは絶対に許さないこと、いじめられている生徒を守り抜くことを表明し、全校教職員で組織的に取り組む。

第2章 いじめに対処する体制及び組織

いじめ防止及びいじめ解決に向けた取組を「いじめ対策会議」及び「いじめ等対策委員会」で行う。

1 構成

[いじめ対策会議]

校長・分校長・生徒指導主事・学年主任・特別支援教育課長・人権・同和教育担当・教育相談担当・養護教諭・スクールライフアドバイザー

[いじめ等対策委員会]

校長・分校長・PTA会長・PTA副会長・警察署・中学校生徒指導主事・スクールライフアドバイザー・生徒指導主事・学年主任・特別支援教育課長・人権・同和教育担当・養護教諭

2 日常的な指導体制

別紙1のとおり

3 緊急時の組織的対応

別紙2のとおり 「いじめ対策会議」の構成員に関係職員や地域の関係者の参加を図る。

第3章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

ア いじめは絶対に許されないという雰囲気为学校全体に醸成する。

イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など心の通う人間関係を構築する力を養う。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を養う。

エ 教育活動全体を通して、生徒が活躍でき他者の役に立っていると感じる機会を提供し、自己有用感や自己肯定感を高めさせる。

オ 生徒自らがいじめの問題について学び、いじめ防止に資する活動を充実させる。

(2) 具体的な取組

ア 教科指導の充実

- ・ 分かる授業の実践
- ・ お互いを認め合う集団作り
- ・ コミュニケーション能力の育成

イ 特別活動の充実

- ・ ホームルーム活動を通じた望ましい人間関係の構築
- ・ ボランティア活動の充実
- ・ 部活動の充実
- ・ 交流学习の充実

ウ 教育相談の充実

- ・ スクールライフアドバイザーの活用

- エ 人権教育の充実
 - ・ 人権教育講演会の実施
 - ・ 人権・同和教育ホームルーム活動の充実
 - ・ 人権委員会の活動の充実
- オ 情報モラル教育の充実
 - ・ 標語の募集
 - ・ 教科「情報」やホームルーム活動による啓蒙
- カ 読書指導の充実
 - ・ 朝読書の充実
- キ 保護者や関係機関との連携
 - ・ P T A総会における啓蒙
 - ・ いじめ等対策委員会との連携
 - ・ 学校評議員会・学校関係者評価委員会との連携
 - ・ 公開授業の実施

(3) 職務別の措置

- ア 学級担任等
 - ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気をクラスに醸成する。
 - ・ はやしたてたり見て見ぬ振りをする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
 - ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を行う。
 - ・ 教職員の不適切な認識や言動が他の生徒のいじめを助長しないように指導の在り方に細心の注意を払う。
- イ 養護教諭
 - ・ 学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ウ 生徒指導担当
 - ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員の共通理解を図る。
 - ・ 関係機関と情報交換や連携を図る。
- エ 管理職
 - ・ 日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じた取組を推進する。
 - ・ 生徒が主体的に参加する取組を推進する。

2 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

- ア ささいな兆候であってもいじめではないかの疑いを持って早い段階から関わり、いじめを見逃さない。
- イ 教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有し早期発見に努める。

(2) 具体的な取組

- ア 全校生徒に学期ごとの生活アンケートの実施
- イ 学期ごとの全校面接の実施
- ウ いじめの兆候についての教職員に対する周知
 - ・ いじめチェックシートの配付 (別紙3)
- エ 教職員に定期的に調査する。
- オ 教育相談の充実
 - ・ 年度当初に教育相談について周知
 - ・ 関係機関との連携
 - ・ 相談窓口の周知いじめ相談ダイヤル24等 (0570-0-78310)
- カ 家庭との連携
 - ・ いじめチェックシートの配付 (別紙3)
 - ・ 家庭訪問による情報収集
- キ 情報の共有
 - ・ いじめに関する情報を入手したら、すみやかに生徒課に連絡する。生徒課は全教職員に通知し、更なる情報収集を行う。
 - ・ アンケートの調査結果を全教職員に通知する。

(3) 職務別の措置

- ア 学級担任等
 - ・ 生徒との信頼関係を築き、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
 - ・ 休み時間や放課後、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- イ 養護教諭
 - ・ 保健室を利用する生徒の様子に目を配るとともに、変化を感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。
- ウ 生徒指導主事
 - ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。
- エ 管理職
 - ・ 生徒及びその保護者や教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備するとともに適切に機能しているか確認する。

第4章 いじめへの対応に関する考え方

1 基本的な考え方

- (1) 特定の教職員で抱え込まず、速やかに対応する。
- (2) 被害生徒を守り抜くとともに教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (3) 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの発見や通報、相談を受けた場合、当該生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- (2) 発見通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、生徒指導主事に情報提供する。生徒指導主事は管理職に報告する。
- (3) 「いじめ対策会議」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- (4) 「いじめ対策会議」でいじめが確認されたら、校長が県教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められるときは、所轄警察署と相談して対処する。
- (6) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

以下の対応は「いじめ対策会議」が中心となって行う。

- (1) いじめられた生徒から事情聴取を行う。そのときに、生徒の個人情報の取り扱い等に留意する。
- (2) いじめられた生徒の心のケアと合わせて、安全を確保する。
- (3) いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、当該生徒に寄り添う体制を作り、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- (4) いじめが解決したと思われる状況でも継続して注意し、支援を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

以下の対応は「いじめ対策会議」が中心となり、外部専門家の協力を得て、行う。

- (1) 速やかにいじめをやめさせた上で、いじめの非に気づかせる。いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させる。
- (2) 事実関係を聴取したら、保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒が抱える問題やいじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていた生徒には、誰かに知らせる勇気を持つことを伝える。同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (2) 学級や学年全体に互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

6 インターネットいじめへの対応

(1) インターネットいじめの類型

- ア SNS内（ライン・ツイッター等）での「インターネット上のいじめ」
SNS内（ライン・ツイッター等）への誹謗・中傷の書き込み
特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う
SNS内（ライン・ツイッター等）へ個人情報を無断で掲載
- イ メールでの「インターネット上のいじめ」
メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
「なりすましメール」で誹謗・中傷などを行う

(2) インターネットいじめの予防

- ア ホームルーム活動や教科「情報」における情報教育の充実
インターネット利用に関するモラルや規範意識の向上
- イ 懇談会等による保護者への啓発
フィルタリングの普及
- ウ 法務局における人権侵害情報に関する相談の受付の周知
- エ 教職員の研修の充実

(3) インターネットいじめへの対応

- ア 「インターネット上のいじめ」の発見
児童生徒・保護者等からの相談があった場合、「いじめ対策会議」に報告する。
- イ 「いじめ対策会議」で書き込み内容の確認をする。
誹謗・中傷等の書き込みの内容を確認する。その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。
- ウ 「いじめ対策会議」で掲示板等の管理者に削除依頼する。
削除依頼を行う場合は、個人のパソコンやメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。
- エ 削除を確認したら、生徒・保護者に説明する。

(4) 生徒への対応

- ア 被害生徒に対しては、教育相談体制の充実を図り、きめ細やかなケアを行い、いじめられた生徒を守り通す。
- イ 加害生徒に対しては「ネット上のいじめ」が決して許されるべきものではないことを指導するとともにその背景や事情についても調べ、場合によってはケアを行う。

(5) 保護者への対応

- ア 被害生徒の保護者には、迅速に連絡するとともに家庭訪問を行い、学校の対応について説明する。
- イ 加害生徒の保護者には、「インターネット上のいじめ」が許されないことや再発防止のための家庭での携帯電話やインターネットの利用の在り方について説明を行う。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。

(2) 県教育委員会又は県立学校による調査

ア 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告を行う。

イ 調査主体について

県教育委員会は調査主体を判断する。学校が行う場合は、県教育委員会の指導、支援の下、「いじめ対策会議」が行う。専門的知識及び経験を有する人権擁護委員の参加を図る。

ウ 事実関係を明らかにする調査の実施

調査においては、いじめの行為の実態やその背景及び学校の対応などの事実関係を客観的に調査する。

エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供

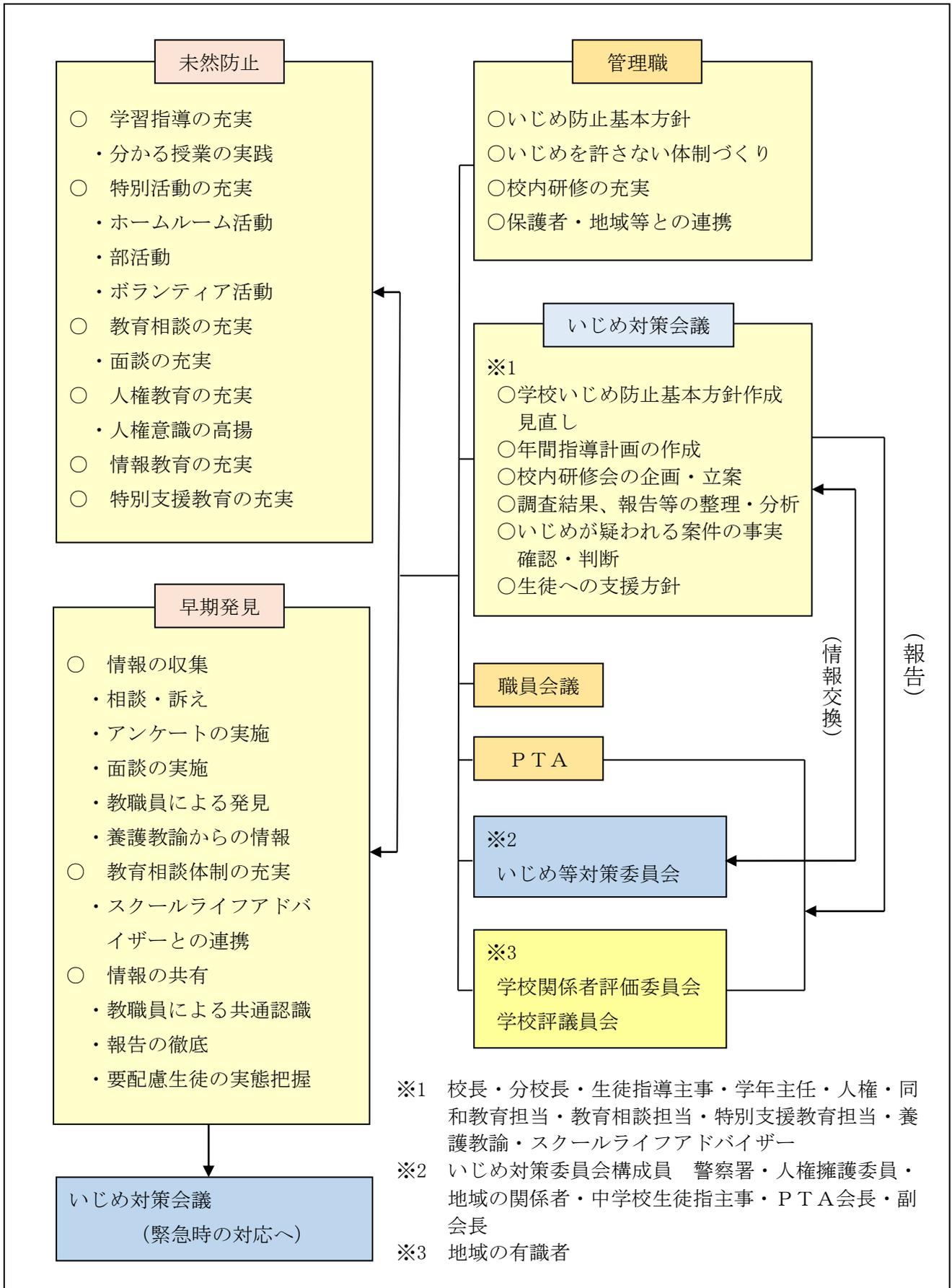
いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、調査した事実関係を関係者の個人情報に配慮した適切な方法で説明する。アンケートの実施に当たっては調査に先立ち、いじめを受けた生徒及びその保護者に情報提供する旨を在校生やその保護者に説明しておく。

オ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

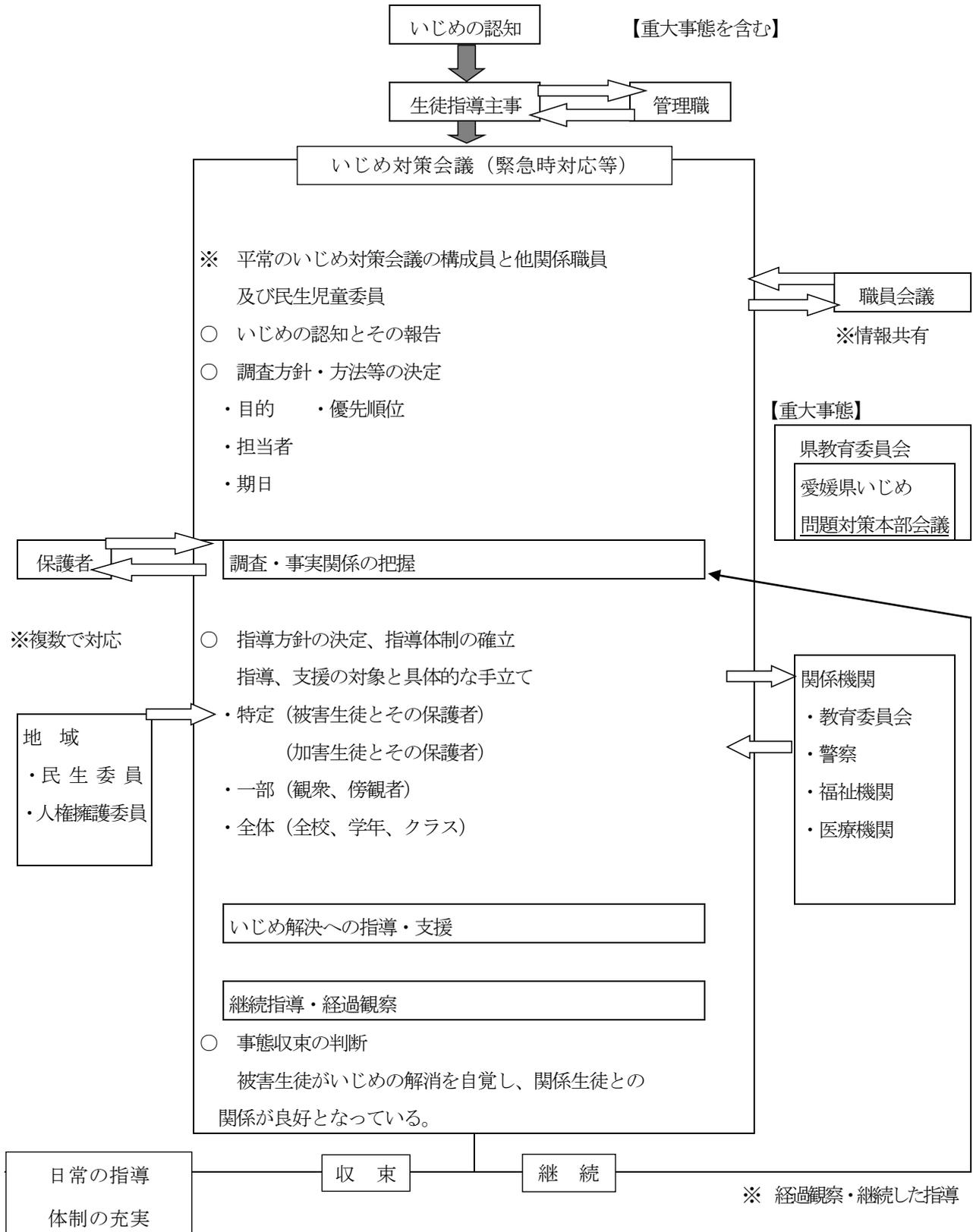
カ 調査結果を踏まえた必要な措置

設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。



別紙2

2 緊急時の組織的対応 (いじめへの対応)



別紙 3

いじめのサイン 教師用

いじめられている生徒のサイン

登校時

- 1 一緒に登校する友だちがかわる又はいなくなる。
- 2 元気がなく、浮かない表情を見せる。
- 3 用事もない様子なのに、教職員のそばに来る。
- 4 欠席、遅刻、早退が増える。

授業中

- 1 表情に暗さがあり、どことなく元気がない。
- 2 発言すると嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- 3 決められた席と違う座席にいる。
- 4 周りから発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- 5 ふざけ半分に委員や係に推薦されたことがある。
- 6 保健室やトイレによく行くようになる。
- 7 学習意欲が低くなり、成績が低迷してくる。

休憩・昼食・清掃

- 1 一人でポツンとしている。
- 2 友だちとふざけ合っているが、表情が暗い。又は、作り笑いをしている。
- 3 遊びの中で、嘲笑やからかい又は命令などされたりする。
- 4 不快なあだ名で呼ばれている。
- 5 一人で清掃や片付けをしていることが多い。
- 6 特に用事がないのに職員室や保健室に頻繁に通う。
- 7 無理をしてはしゃいでいる。

下校時

- 1 持ち物がなくなる。
- 2 無理やり誘われることがある。
- 3 荷物を持たされている。
- 4 部活動を休みがちになる。